

欄に幹線を入れる。

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百一號を次のやうに正誤する。

區域の名稱並びに民生委員の定數中氣高郡「逢坂」を

「逢坂」に改め、西伯郡のところ日吉津の次に「大和」を

「大和村同」「四」を挿入する。

昭和二十一年十月鳥取縣令第七十六號（民生委員令施行細則）中次のやうに正誤する。

第二條第二項中「設けたときは」の「は」を削除する。

第七條第一項「分會で」の「で」を「を」に改める。

鳥取縣訓令

昭和廿一年十一月四日
號 外 曜 日

◇鳥取縣訓令第三十八號

市町村長

平和日本再建の礎たる日本國憲法は十一月三日公布せられたのであるが、この憲法は内は國家の權力が國民に由來する旨を宣言して、我國政治形態の基礎を明確ならしめ、民主的なる國政の運用と基本的人權の保證を確立し、外は全世界に率先して戰争を放棄し、徹底せる平和愛好國家としての決意を拔擢したものであつて、再建日本の理想の姿がこゝに明瞭にせられたのである。この新憲法の理想を達成して、我國が再び世界國家の一員としての名譽を恢復し、幸福なる國民として再起し得るか否かは一に懸つてこの憲法の掲げる理想を現實化せんとする國民の今後の熱意と努力にあるのであるから、憲法の精神が廣く國民一般に理解

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日二當ル） 昭和廿一年十一月九日 外（昭和四年四月十五日）

一

きるやうにしなければならない。殊に地方自治の指導の地位に立つものは、常に輿論の眞の所在を的確に把握し、住民自治の本義の顯現に努めると共に、かりそめにも公正を失し専恣に流れ、或は少數者の獨裁煽動によつて、健全なる民意の暢達を阻害するが如きことのないやうに嚴に戒め、地方自治の眞髓を發揮昇揚し住民の福祉増進に最善の努力を盡さなければならぬ。

右訓令する

昭和二十一年十一月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣公報

昭和二十一年十一月五日 火曜日 第一千七百五十九號

告 示

◆鳥取縣告示第四百六十號

昭和二十一年十月二十三日の縣參事會において議決された昭和二十一年度鳥取縣歲入歲出追加豫算、昭和二十一年度特別會計就營獎勵資金歲入歲出追豫算、昭和二十一年度特別會計縣立實業學校實習費歲入歲出追加豫算の要領は次の通りである。

昭和二十一年十一月五日

鳥取縣知事 林 敬 三

歲 入

經 常 部

第五款 國庫支出金
第一項 下渡金

第一款 繼越金
第一項 前年度繩越金

第二款 國庫支出金
第一項 補助金

第四款 寄附金
第一項 寄附金

臨時部計
歲入合計

八一四、一〇二
八一四、一〇二
九、八〇九、一六六
九、八〇九、一六六
一〇五、〇〇一
一〇、七一八、二六九
一三、〇五四、二七六
一、〇八一、二五七
三一〇、五〇八

七七一、七四九
一、二四三、七五〇
一一、七五〇
一、二三三一、〇〇〇
二、三三一六、〇〇七

第六款 雜收入
第三項 物品賣拂代
第四項 雜 入
經常部計
臨 時 部

鳥取縣公報 每週 火曜日發行(休日ニ當ル)
第千七百五十九號 (昭和四年四月十五日)

昭和二十一年十一月五日

(昭和四年四月十五日)